

## 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1 県内における産業部門の脱炭素化の推進を図るため、県内の事業者が行う一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 県内事業者

岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行っている者

(2) 中小事業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者

イ 岩手県内における年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500k1未満の事業所等を所有し、事業活動を行っている者

(3) 事業所等

次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、国及び地方公共団体が所有する施設を除く。

ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物

イ アに付随する倉庫、駐車場等

ウ 住宅と一体の店舗にあっては、その店舗部分

エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあっては、その共用部分

オ その他アからエまでに類する施設と認められるもの

### (補助金の交付の対象及び補助率等)

第3 補助対象事業及び補助率等は別表第1のとおりとする。

2 第1に規定する経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第2に掲げる経費(消費税及び地方消費税額を除く。)とする。

### (補助事業者の要件)

第4 補助事業者は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。

(1) 県内事業者であること。

(2) 対象設備を導入する事業所等において継続的な事業活動を行う者であること。

(3) 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていないこと。

(4) 県税を滞納していないこと。

### (提出書類及び提出期日)

第5 規則及びこの要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更等)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (4) 補助金額の増減を伴う変更

(効果の情報発信及び県事業への協力等)

第7 補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間、省エネルギー効果等に関する情報発信、従業員への意識啓発及び県へのデータ提供を行うものとし、前年度及び前々年度の状況について、毎年6月末日までに県に報告するものとする。

- 2 補助事業者は、提供したデータの公表及び県が実施する成果報告会への参加等、県の省エネ関連事業へ積極的に協力するものとする。
- 3 補助事業者は、事業所等におけるCO<sub>2</sub>排出量の継続的な把握に努めるものとする。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(申請の取下期日)

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第10 補助事業者は、本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）のとおりとする。
- 3 取得財産等のうち、岩手県補助金交付規則第19条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

(書類の整備等)

第11 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間（取得財産等に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年6月23日制定）  
(施行期目)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

別表第1（第3関係）

対象設備	県内事業者が設置する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2(2)ア(ア)に掲げる設備。
補助対象事業	<p>対象設備を設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽光発電設備（20kW以上）を新たに設置する事業であること</li> <li>2 国実施要領別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと</li> <li>3 岩手県内に設置するものであること</li> <li>4 設置する対象設備が中古品でないこと</li> <li>5 太陽光発電設備により発電した電力量を把握できる設備を備えていること</li> <li>6 県内事業者から購入して自ら設置工事を行う、又は県内事業者へ設置工事を発注すること</li> <li>7 交付申請時に事業着手しているものでないこと</li> <li>8 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと</li> </ol>
補助率等	<p>中小事業者等：出力（※）に1kW当たり5万円を乗じて得た額（上限額50,000千円）</p> <p>中小事業者等以外：出力（※）に1kW当たり3万円を乗じて得た額（上限額30,000千円）</p>

※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

別表第2（第3関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいい。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯</p>

		<p>使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>P P A契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表第3（第5関係）

規則第4条の規定による書類	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業計画書（様式第1号別添1）</li> <li>・ 会社概要（会社案内のパンフレット等）</li> <li>・ 補助対象設備設置位置の平面図</li> <li>・ 導入設備のメーカー・仕様、能力等が分かる資料（カタログ等）</li> <li>・ 見積書及び見積明細書の写し</li> <li>・ 工程表</li> <li>・ 設置予定箇所現況写真</li> <li>・ 県税納税証明書（県税について未納の額が無いことの証明書）の写し</li> <li>・ 補助金振込口座の通帳の写し</li> <li>・ PPAの場合のサービス料金、リースの場合のリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び法定耐用年期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</li> <li>・ 中小企業者以外にあっては年間のエネルギー使用量（原油換算値）が確認できる書類</li> <li>・ その他必要な書類</li> </ul>
	提出期限	事業着手予定日の20日以前又は補助金の交付を受けようとする県の会計年度の10月末日のいずれか早い日まで。ただし、その日が休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下において同じ。）に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日とする。
	部数	1部
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）</li> <li>・ 事業計画書（様式第1号別添1）</li> <li>・ 変更の内容が確認できる書類</li> </ul>
	提出期限	変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
	部数	1部
規則第13条第1項の規定による書類	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置費補助金交付（完了報告）請求書（様式第3号）</li> <li>・ 設備の購入及び設置工事に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し</li> <li>・ 設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し</li> <li>・ 設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写し</li> <li>・ 設備設置後の状況が確認できる写真</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPA、ファイナンス・リース契約書の写し（PPA、ファイナンス・リースに該当する場合）</li> <li>・ その他必要な書類</li> </ul>
	提出期限	事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施期間の属する県の会計年度の 2 月末日のいずれか早い日まで。ただし、その日が休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいう。以下において同じ。）に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日とする。
	部数	1 部
要綱第 8 の規定による書類	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置報告書（様式第 4 号）</li> </ul>
	提出期限	事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して 2 年間の各年度における 6 月末日まで。ただし、その日が休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいう。以下において同じ。）に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日とする。
	部数	1 部